

**令和7年度 第2回**

**岐阜県地域職業能力開発促進協議会**

**令和8年3月5日（木）  
10：30～12：00  
岐阜合同庁舎5階会議室**



# 目次

- ・ 議事次第
- ・ 構成員名簿
- ・ 配席表
- ・ 資料 1 | 令和 7 年度公的職業訓練の実施状況
- ・ 資料 2 - 1 | 労働市場状況と実施計画策定方針
- ・ 資料 2 - 2 | 令和8年度岐阜県地域職業訓練実施計画（案）
- ・ 資料 3 | 令和 7 年度地域リスキリング推進事業一覧
- ・ 資料 4 | 公的職業訓練効果検証について
- ・ 参考資料 1 | 岐阜県地域職業能力開発促進協議会設置要綱
- ・ 参考資料 2 | 令和 7 年度岐阜県地域職業訓練実施計画
- ・ 参考資料 3 | 令和 8 年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）
- ・ 参考資料 4 | 令和 8 年度全国職業訓練実施計画（案）



# 議事次第

- 1 令和7年度公的職業訓練の実施状況
- 2 令和8年度岐阜県地域職業訓練実施計画（案）について
- 3 地域におけるリスキリング推進事業について
- 4 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方について
- 5 その他



# 令和7年度第2回岐阜県地域職業能力開発促進協議会 構成員名簿

所属	役職名	氏名	所属	役職名	氏名
岐阜協立大学	教授	竹内 治彦	経営労務サポートオフィスぶどうの樹 (岐阜県社会保険労務士会 副会長)	代表	森 千晴
日本労働組合総連合会 岐阜県連合会	事務局長	森川 昌也	一般社団法人岐阜県経営者協会	専務理事	安藤 正弘
岐阜県中小企業団体中央会	専務理事	川本 敏	岐阜県商工会議所連合会	専務理事	加藤 剛
岐阜県商工会連合会	専務理事	大脇 哲也	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜支部	支部長	羽山 泰秀
岐阜県専修学校各種学校連合会	会長	平野 宏司	岐阜県職業能力開発協会	常務理事 兼事務局長	林 佳孝
株式会社ニチイ学館 岐阜支店	ヘルスケア事業 支店長	石原 清美	株式会社ユニテック	部長	奥田 和司
経済産業省 中部経済産業局 地域経済部 地域振興・人材政策課	課長	北野 昌美	岐阜県商工労働部	部長	小島 光則
岐阜公共職業安定所	所長	西尾 方宏	岐阜労働局	局長	原田 浩一

## (事務局)

岐阜労働局職業安定部	部長	服部 匡祥	岐阜労働局職業安定課	課長	小山 和義
岐阜労働局職業対策課	課長	高居 功一	岐阜労働局訓練課	課長	柴田 美登里
岐阜労働局訓練課	課長補佐	市川 一彦	岐阜労働局訓練課	地方人材育成 対策担当官	片山 信
岐阜県商工労働部 労働雇用課	課長	森島 恵理子	岐阜県商工労働部 労働雇用課	課長補佐	奥田 直哉
岐阜県商工労働部 労働雇用課	主事	後藤 智宏			

## (随行者)

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜支部	求職者支援課長	山下 満	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜支部	訓練課長	大津 愛子
-----------------------------	---------	------	-----------------------------	------	-------



# 令和7年度第2回岐阜県域職業能力開発促進協議会 配席表

	岐阜県商工会連合会 専務理事	岐阜県中小企業団体 中央会 専務理事	岐阜協立大学 教授	日本労働組合総連合会 岐阜県連合会 事務局長				
	大脇 哲也	川本 敏	竹内 治彦	森川 昌也				
経営労務サポート オフィス ぶどうの樹 代表	森 千晴			長尾 拓朗【代理】	岐阜県専修学校 各種学校連合会 監事			
(株)ニチイ学館 岐阜支店 ヘルスケア事業 支店長	石原 清美			林 佳孝	岐阜県職業能力 開発協会 常務理事兼事務局長			
(株)ユニテック 部長	奥田 和司			北野 昌美	経済産業省 中部経済 産業局 地域経済部 地域振興・人材政策課 課長			
	靱山 泰秀	【代理】 田口 博史	原田 浩一	西尾 方宏				
	(独)高齢・障害・求職者雇用 支援機構 岐阜支部 支部長	岐阜県 商工労働部 次長	岐阜労働局 局長	岐阜公共職業安定所 所長				
入口								
受付								
	随行	随行	事務局	事務局	事務局	事務局	事務局	事務局
	山下 満	大津愛子	奥田直哉	森島恵理子	服部匡祥	小山和義	高居功一	柴田美登里
			事務局	事務局	事務局	事務局	事務局	事務局
			後藤 智宏	書記	書記	市川一彦	片山 信	



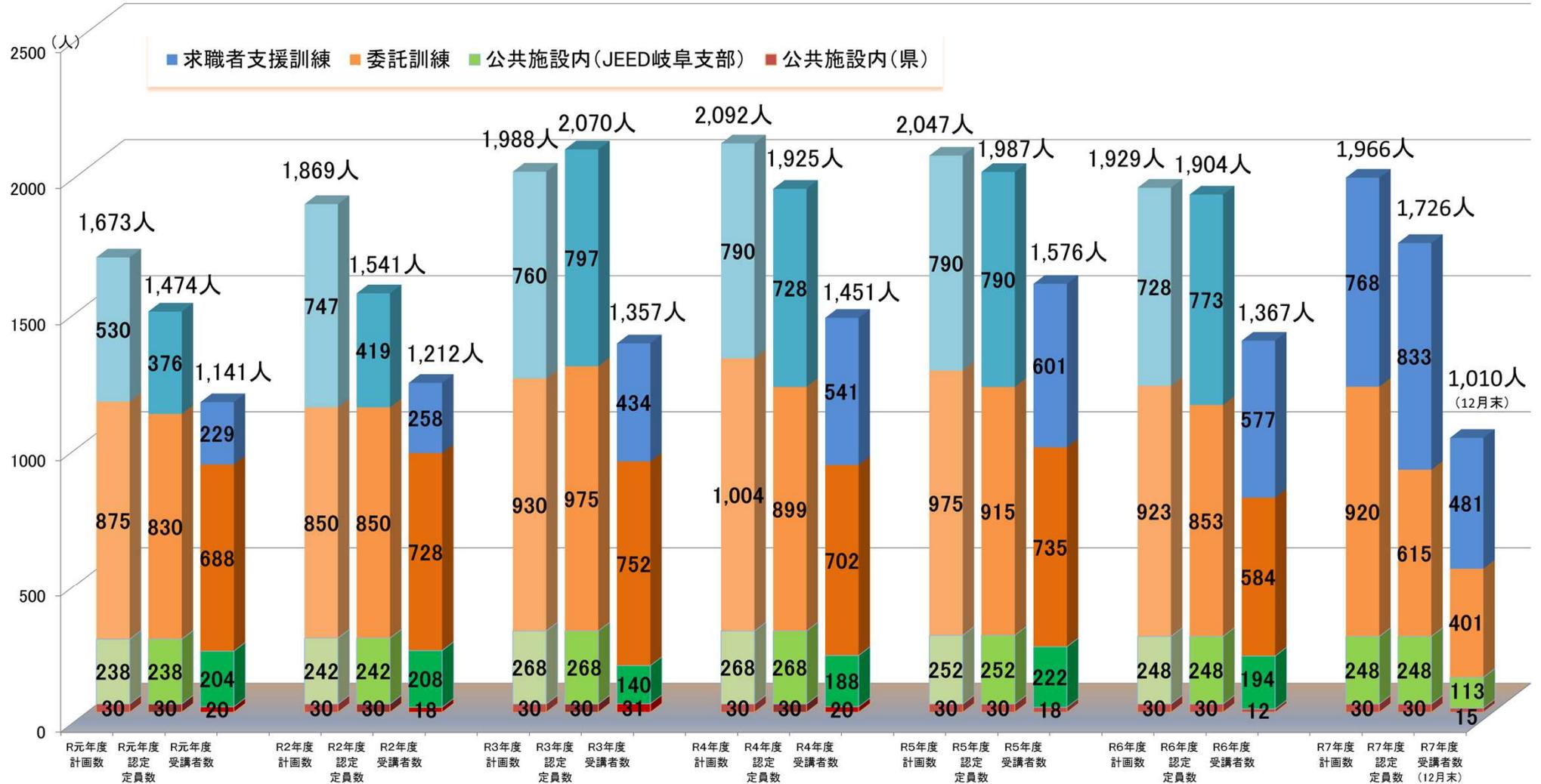
# 令和 7 年度 公的職業訓練の実施状況

- ・ 離職者向け訓練受講者推移グラフ（岐阜県） . . . p 1
- ・ 令和 7 年度ハロートレーニング . . . p 2
- ・ 離職者向け公共職業訓練（施設内訓練） . . . p 3
- ・ 離職者向け公共職業訓練（委託訓練） . . . p 4
- ・ 在職者向け公共職業訓練 . . . p 5
- ・ 学卒者向け公共職業訓練 . . . p 6
- ・ 障がい者向け公共職業訓練 . . . p 7
- ・ 求職者支援訓練 . . . p 8
- ・ 生産性向上支援訓練 . . . p 9



# 離職者向け訓練受講者推移グラフ（岐阜県）

○ 経済財政運営と改革の基本方針により、能力向上支援は個人のリスキリングを推進する方針を受け、認定定員枠は減少傾向にあります。そのため、令和7年度は認定数が減少するとともに受講者数も減少する見込みです。



※計画数については期中の増員分（求職者支援訓練：令和6年度40人、令和7年度45人）を除いた数値。

# 令和7年度ハロートレーニング

## 公共職業訓練（施設内訓練）

- (1)対象：ハローワークの求職者 主に雇用保険受給者(無料)
- (2)給付金：雇用保険法に基づく各種手当
- (3)実施機関
  - 国(ポリテクセンター岐阜 [土岐市])  
主にものづくり分野の高度な訓練を実施(CAD/CAM技術科、電気設備技術科等)
  - 岐阜県(国際たくみアカデミー [美濃加茂市])  
地域の実情に応じた多様な訓練を実施(設備システム科、住宅建築科)

## 公共職業訓練（委託訓練）

- (1)対象：ハローワークの求職者 主に雇用保険受給者(無料)
- (2)給付金：雇用保険法に基づく各種手当
- (3)実施施設
  - 民間教育訓練機関等(岐阜県からの委託訓練)  
事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施

## 求職者支援訓練

- (1)対象：ハローワークの求職者 主に特定求職者(雇用保険を受給できない方) (無料)
- (2)訓練期間：2か月～6か月
- (3)給付金：職業訓練受講給付金(月10万円+交通費・寄宿手当(ともに所定の額))の支給  
※本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合
- (4)実施機関
  - 民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)  
【運営費】訓練実施機関に対する奨励金  
<実践コース>  
就職希望職種が定まっている者に対し、基礎的な職業スキルに加えて、就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を付与する。  
<基礎コース>  
社会人経験の少ない者や短期間での就職を目指す者に対し、社会人としての基礎的な能力を習得するための講習や短期間で習得できる技能及びそれに関する知識を付与する。



## 公共職業訓練（在職者訓練）

- (1)対象：在職労働者(有料)
- (2)訓練期間：概ね2日～5日
- (3)実施機関
  - 国(ポリテクセンター岐阜・東海職業能力開発大学校 [大野町])
  - 岐阜県(国際たくみアカデミー・木工芸術スクール [高山市])

在職者向け

## 公共職業訓練（学卒者訓練）

- (1)対象：高等学校卒業者等(有料)
- (2)訓練期間：1年又は2年
- (3)実施機関
  - 国(東海職業能力開発大学校)
  - 岐阜県(国際たくみアカデミー・木工芸術スクール)



学卒者向け

## 公共職業訓練（障害者訓練）

- (1)対象：ハローワークの求職障害者(無料)
- (2)訓練期間：概ね1か月～1年
- (3)実施施設
  - 岐阜県(障がい者職業能力開発校 [岐阜市])  
障害者の能力に適応した職業訓練を実施(施設内訓練)  
(基礎実務科、OAビジネス科、Webデザイン科)
  - 民間教育訓練機関等(岐阜県からの委託訓練)  
<知識・技能習得訓練コース>  
<実践能力習得訓練コース>  
<特別支援学校早期訓練コース>

障害者向け



離職者向け

# 離職者向け公共職業訓練（施設内訓練）

【令和7年12月末】

- 県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校の短期課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を養成しています。

施設名	訓練科	計画定員	開講定員	受講開始者数	定員充足率	期間	就職率
国際たくみアカデミー 職業能力開発校	設備システム科	10	10	8	80.0%	1年	100.0%
	住宅建築科	20	20	7	35.0%	1年	
	合計	30	30	15	50.0%		

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部（以下「J E E D 岐阜支部」という。）では、地域の訓練ニーズを的確に把握しながら訓練内容の充実を図っています。

施設名	訓練科	計画定員	開講定員	受講開始者数	定員充足率	期間	就職率
岐阜職業能力 開発促進センター (ポリテクセンター岐阜)	CAD/CAM技術科	60	45	25	55.6%	6か月	88.9%
	テクニカルオペレーション科	30	15	8	53.3%		
	金属加工科	24	12	3	25.0%		
	電気設備技術科	30	30	30	100.0%		
	電気設備技術科(短期デュアル)	24	12	3	25.0%		
	住環境計画科	40	20	9	45.0%	1か月	
	CAD/CAM技術科(橋渡し)	12	9	9	100.0%		
	テクニカルオペレーション科(橋渡し)	6	3	3	100.0%		
	金属加工科(橋渡し)	4	2	0	0.0%		
	電気設備技術科(橋渡し)	6	6	18	300.0%		
	電気設備技術科(短期デュアル)(橋渡し)	6	3	1	33.3%		
	住環境計画科(橋渡し)	6	3	4	133.3%		
	合計	248	160	113	70.6%		

※ 就職率は、令和6年度中に終了したコースの訓練終了後3か月までの就職率。

# 離職者向け公共職業訓練（委託訓練）

【令和7年12月末】

○ 県では、建設、介護、IT等人材不足が顕著な分野において産業界のニーズ等を踏まえ、民間教育機関に委託して職業訓練を実施しています。

訓練科(訓練職種)	設定定員数		開講実績				就職実績
	コース数	定員	コース数	定員数	受講開始者数	定員充足率	就職率
情報ビジネス(情報)	7	110	6	100	74	74.0%	67.3%
就職氷河期世代(情報)	2	30	2	30	24	80.0%	50.0%
総務・経理事務(事務)	5	100	5	100	93	93.0%	82.8%
医療事務(事務)	-	-	-	-	-	-	80.0%
不動産ビジネス(サービス)	1	15	1	15	15	100.0%	78.6%
CAD(製造)	4	60	4	60	44	73.3%	71.1%
建設機械運転(建設)	2	30	2	30	17	56.6%	55.4%
介護員養成(介護)	3	45	2	30	25	83.3%	95.5%
産業人材育成	2	30	1	15	10	66.6%	50.0%
Webプログラミング(情報)	5	75	3	45	38	84.4%	91.3%
新情報産業(情報)	1	20	1	20	18	90.0%	67.1%
DX推進スキル標準(情報)	2	35	-	-	-	-	-
IT活用(情報)	1	20	-	-	-	-	68.6%
定住外国人(介護)	-	-	-	-	-	-	71.4%
介護福祉士養成(介護・2年)	2	22	2	22	20	90.9%	100.0%
保育士養成(サービス・2年)	2	23	2	23	23	100.0%	100.0%
合計	39	615	31	490	401	81.8%	73.0%

※就職率は、令和6年度に終了した訓練コースの訓練終了後3か月までの就職率。

# 在職者向け公共職業訓練

【令和7年12月末】

- 県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、地場産業や地域企業等の人材ニーズを踏まえたコースを設定し、在職者に対する職業訓練を実施しています。

施設名	計法定員	開講定員	受講開始者数	定員充足率	訓練科
国際たくみアカデミー	485	325	206	63.4%	
職業能力開発校	90	16	16	100.0%	配管科
職業能力開発短期大学校	395	309	190	61.5%	機械加工科、生産管理科他
木工芸術スクール	50	50	34	68.0%	木工科
合計	535	375	240	64.0%	

- JEED岐阜支部では、職務の高度化・多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー（ものづくり分野）及び事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣・施設設備の開放等を実施することにより、より高度で多様な人材育成の機会を提供しています。

施設名	計法定員	開講定員	受講開始者数	目標達成率	訓練分野
岐阜職業能力開発促進センター （ポリテクセンター岐阜）	1,209	961	349 （目標340）	102.6%	設計／開発、加工／組立、工事／施工、検査、保全／管理、教育／安全
東海職業能力開発大学校	1,305	1,056	658 （目標970）	67.8%	設計／開発、加工／組立、工事／施工、検査、保全／管理、教育／安全
合計	2,514	2,017	1,007 （目標1,310）	76.9%	

# 学卒者向け公共職業訓練

【令和7年12月末】

○ 県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材やものづくりを中心とした現場のリーダーとなる人材を養成しています。

施設名		訓練科名	定員	受講開始者数	定員充足率	期間	就職率
国際たくみ アカデミー	職業能力開発校	自動車エンジニア科	20	14	70.0%	2年	94.2%
	職業能力開発 短期大学校	生産技術科	20	20	100.0%	2年	
		建築科	20	6	30.0%	2年	
木工芸術スクール		木工科	30	21	70.0%	1年	
合計			90	61	67.8%		

○ 東海職業能力開発大学校では、専門課程では即戦力となる高度な人材を、応用課程では「ものづくり」における高度な技能・技術等を習得し、将来の生産技術・生産管理部門のリーダーとなる人材を養成しています。

施設名		訓練科名	定員	受講開始者数	定員充足率	期間	就職率
東海職業能力 開発大学校	専門課程	生産技術科	20	5	25.0%	2年	100.0%
		電気エネルギー制御科	20	14	70.0%		
		電子情報技術科	25	16	64.0%		
	応用課程	生産機械システム技術科	20	17	85.0%	2年	
		生産電気システム技術科	25	17	68.0%		
		生産電子情報システム技術科	30	19	63.3%		
合計			140	88	62.9%		

※ 就職率は、令和6年度中に終了したコースの訓練終了後3か月までの就職率。

# 障がい者向け公共職業訓練

【令和7年12月末】

○ 県では、障がい者職業能力開発校の短期課程において、一般就労を目的とし、必要な技能習得に加え社会人として自立した職業生活を送るための能力を習得し、即戦力となる人材を育成しています。

施設名	訓練科名	定員	受講開始者数	定員充足率	期間	就職率
岐阜県立障がい者職業能力開発校	基礎実務科	10	8	80.0%	1年	88.0%
	OAビジネス科	10	8	80.0%	1年	
	Webデザイン科	10	8	80.0%	1年	
合計		30	24	80.0%		

○ 県では、企業・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用して、障がい者の特性やニーズを踏まえた公共職業訓練（障がい者委託訓練）を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の就職を支援しています。

訓練コース	訓練期間	計法定員数	開講定員数	受講開始者数	定員充足率	就職率
知識・技能習得訓練コース	-	20	18	14	77.8%	35.7%
IT技能習得訓練科	2.5か月	10	13	9	69.2%	
IT・ワークサポート科	2.5か月	10	5	5	100.0%	
実践能力習得訓練コース	3か月以内	8	3	3	100.0%	
特別支援学校早期訓練コース	1か月	2	-	-	-	
合計		30	21	17	81.0%	

※ 就職率は、令和6年度中に終了したコースの訓練終了後3か月までの就職率。

# 求職者支援訓練

【令和7年12月末】

○ 非正規雇用労働者やフリーランスなどの、雇用保険が受給できない者に対する雇用のセーフティーネットとして、求職者支援制度に基づく職業訓練を実施しています。令和7年度の訓練計画では、454人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限を768人としております。

コース区分	年間上限枠	認定コース数	認定定員数	開講コース数	開講定員数	受講開始者数	定員充足率	就職率
基礎コース	230	10	142	7	97	92	94.8%	55.7%
実践コース	583	44	691	32	509	389	76.4%	56.3%
介護系	108	2	29	2	29	13	44.8%	
医療事務系	50	2	20	1	10	8	80.0%	
デジタル系	215	19	325	12	212	159	75.0%	
その他の成長分野	210	21	317	17	258	209	81.0%	
合計	813	54	833	39	606	481	79.3%	-

※ 年間上限枠は、期中の増員分(45人)を含む。

※ 令和6年度に終了した訓練コースの訓練終了後3か月までの雇用保険適用就職率。

## 参考：実践コースの訓練分野別雇用保険適用就職率

IT分野	65.2%	営業・販売・事務分野	50.2%
介護・医療・福祉分野	70.8%	デザイン分野	49.3%
理容・美容関連分野	65.6%	建築関係分野	100.0%
その他の分野	89.4%		

○ 事業主及び事業主団体の生産性向上に役立つ知識・スキルを習得するための短時間の職業訓練で、産業分野・職種を問わず幅広い在職者の方々を対象に様々な訓練カリキュラムを用意し、民間機関等と連携して実施しています。

施設名	事業名	計画数	コース数	受講者数	備考	
岐阜職業能力 開発促進センター (ポリテクセンター岐阜)	生産性向上支援訓練	1,000	127	1,436	※サブスクリプション型（DX対応コース）の重複カウントは除外	
	DX対応コース	集合型	300	32	306	DX人材の育成を支援するコース
		サブスクリプション型 (サブスクリプション型としても実績カウント)		3	26	
	ミドルシニアコース	60	13	203	中高年齢層の生涯キャリア形成を支援するコース	
	サブスクリプション型 (サブスクリプション型(DX対応コース)を含む)	30	7	46	オンラインで2か月間自由に受講ができるコース	
	その他のコース	-	75	881		



# 労働市場状況と実施計画策定方針

- ・ 最近の雇用失業情勢 . . . p 1
- ・ 新規求職者・特定求職者数の推移（岐阜県） . . . p 2
- ・ 令和 8 年度  
岐阜県地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針 . . . p 3



# 最近の雇用失業情勢（令和8年1月内容：ポイント版）

## 最近の雇用失業情勢（令和8年1月内容：ポイント版）

岐阜労働局 職業安定部

\* 過去最高は5.5%【平成21年7月】

【資料出所：総務省統計局】

① 完全失業率(岐阜県:2025年10~12月モデル推計値)は、1.9%(前期は1.7%、前年同期は1.7%)  
全国の1月の完全失業率(季節調整値)は、2.7%(前月は2.6%、前年同月は2.5%)

② 1月の岐阜局の有効求人倍率(季節調整値)は、前月より0.01低下の1.41倍となった。  
【全国第6位(前月5位)】

\* 過去最低は0.45倍【平成21年6月~8月】、過去最高は5.66倍【昭和48年11月】

③ 新規求人数(原数値)は15,871人(前年同月比5.9%減)で、前年同月比は4か月連続の減少。  
産業別では、運輸業、郵便業(前年同月差+147人)、製造業(同+118人)、教育、学習支援業(同+100人)などで増加。  
卸売業、小売業(前年同月差▲748人)、宿泊業、飲食サービス業(同▲243人)、建設業(同▲137人)などで減少。

\* 新規求人に占める正社員求人の割合は47.7%

④ 新規求職者数(原数値)は6,222人(前年同月比1.3%増)となり、前年同月比は2か月連続増加。  
常用求職者(パートを含む)のうち事業主都合による離職者数は823人(前年同月比0.5%増)で、前年同月比は2か月連続増加。

\* 新規求職に占める正社員希望の割合は56.5%

⑤ 東海3県の企業短期経済観測調査結果(12月調査)の雇用人員判断(「過剰」-「不足」)は、製造業では前期より不足が増加(-23→-25)、  
非製造業では前期より不足が増加(-41→-45)、全産業では前期より不足が増加(-32→-34)。

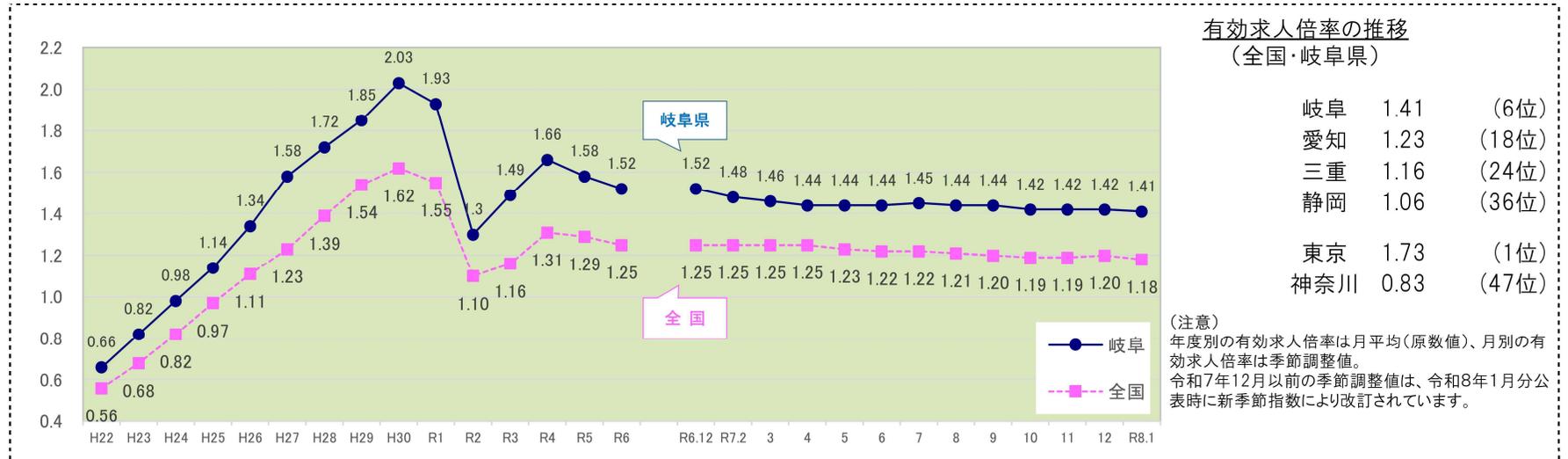
【資料出所：日本銀行名古屋支店】

⑥ 1月の倒産件数は15件、前月比25.0%増、前年同月比36.4%増。  
負債総額19億8600万円、前月比52.5%増、前年同月比252.1%増。  
業種別では、「建設業」2件、「製造業」2件、「卸売業」2件、「小売業」1件、「運輸、通信業」1件、「サービス」6件、「不動産業」0件、「その他」1件だった。  
主因別では、「販売不振」11件、「その他」4件だった。

【資料出所：帝国データバンク岐阜支店】

⑦ 1月の雇用保険の受給資格決定件数(一般求職者給付)は1,736件(前年同月比6.7%増加)で、前月より425件増加。(※速報値のため、修正となる場合があります。)  
受給者実人員(基本手当基本分)は6,624人(前年同月比4.0%増)であった。

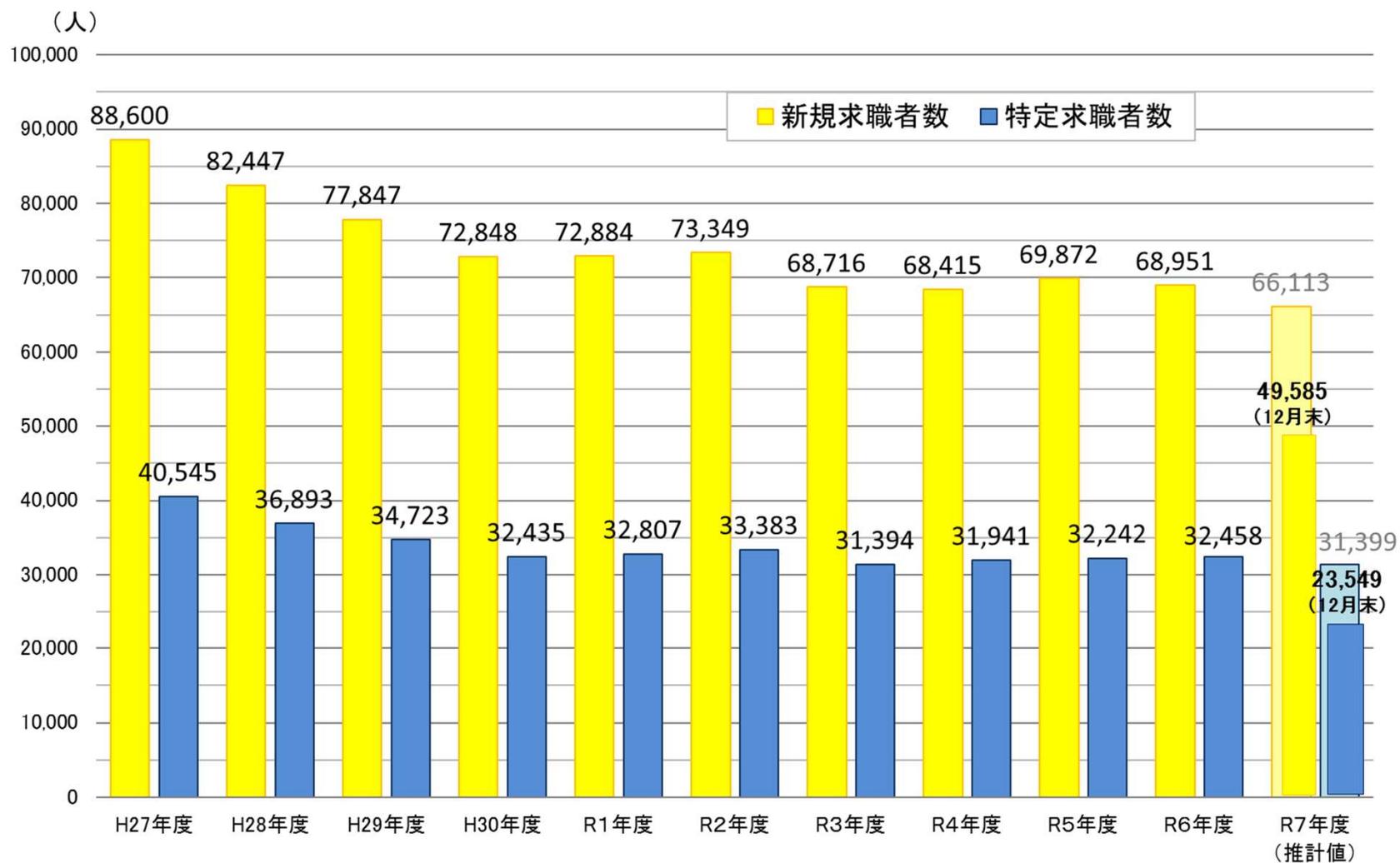
\* 受給者実人員の過去最高は17,503人【平成21年5月】



(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

# 新規求職者・特定求職者数の推移（岐阜県）

○新規求職者数は令和3年度以降横ばいで推移しており、特定求職者数も平成30年度以降、横ばい状態となっております。令和7年度は新規求職者数はやや減少し、特定求職者数は前年と同程度となる見込みです。



※令和7年度の新規求職者数と特定求職者数は令和7年12月末までの9か月間の数値を12/9で乗じた推計値。

※特定求職者数は、新規求職者から雇用保険受給者および在職者を除いて算出。

# 令和8年度岐阜県地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針

## 令和7年度計画の実施方針と取組状況

### 令和7年度実施計画(実施方針)

課題	実施方針
①応募倍率が低く、就職率が高い分野がある。 「介護・医療・福祉分野」 「製造分野」 「建設分野(施設内・求訓)」 「その他の分野(求訓)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練見学会等への参加に係る積極的な働きかけ。</li> <li>・訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化。</li> <li>・特に委託訓練については、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報の実施。</li> </ul>
②応募倍率、就職率がともに高い分野がある。 「IT分野(委託)」 「デザイン分野(求訓)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託費や奨励金の上乗せ措置を活用した対象分野コースの活性化に努める。</li> <li>・ハローワーク窓口職員の知識向上を図るための施設見学会、意見交換会の機会の確保。</li> </ul>
③応募倍率が高く、就職率が低い分野がある。 「建設分野(委託)」 「理容・美容分野(求訓)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求人ニーズに即した訓練内容かどうかの検討。</li> <li>・ハローワーク窓口職員の知識の向上。</li> <li>・事前説明会や見学会の機会確保。</li> <li>・訓練修了者歓迎求人等の確保。</li> <li>・事業主等に対して、習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知。</li> </ul>
④委託訓練の計画数と実績が乖離している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開講時期の柔軟化。</li> <li>・受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮。</li> <li>・効果的な周知広報の実施。</li> <li>・訓練関連職種の魅力や働きがい、就職した場合の処遇といった観点も踏まえた受講あっせんの強化。</li> </ul>
⑤デジタル人材が質・量とも不足、一部の訓練に地域偏在や受講希望者の過集中がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル分野への重点化。</li> <li>・一層のコース設定促進。</li> </ul>

### 令和7年度取組状況

ハローワークや訓練実施施設での説明会(見学会)を積極的に開催。またホームページ、SNS等を活用し効果的な周知広報を実施。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループにて効果検証を実施。協議会で報告し、カリキュラムの改善や新設に活用。

ハローワークにおいて、デジタル分野の適切な受講あっせん等に向け、訓練窓口職員の知識の向上、訓練実施施設による事前説明会・見学会の機会確保等を推進。

訓練部門と求人部門との情報共有による求人開拓、求人充足会議等の活用を通じて、事業主等に対して、訓練受講により習得できるスキル等の訓練効果を周知。

職場情報サイト(jobtag)を活用し、訓練に関する職業の詳細な内容や訓練に関連する求められるスキルのほか、賃金・労働時間のデータ等を踏まえた受講あっせん機能の促進。

デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ等により、職業訓練の設定を促進。

委託訓練及び求職者支援訓練について、訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーの向上促進。

# 令和8年度岐阜県地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針

## 令和7年度計画に挙げた課題と令和6年度の実施状況

応募倍率が**低く**、  
就職率が**高い**分野

介護・医療・  
福祉分野

【委託訓練】

- ・ 応募倍率が低下し77.2% (-19.1%)
- ・ 就職率は向上し92.9% (5.3%)

【求職者支援訓練】

- ・ 応募倍率が低下し72.1% (-10.7%)
- ・ 就職率は低下し70.8% (-17.4%)

応募倍率が**高く**、  
就職率が**低い**分野

IT分野・  
デザイン分野

【委託訓練】

- ・ IT分野：応募倍率が低下、就職率は低下し84.2% (-3.5%)

【求職者支援訓練】

- ・ IT分野：応募倍率が低下、就職率は低下し58.8% (-3.9%)
- ・ デザイン分野：応募倍率が低下、就職率は低下し51.0% (-18.2%)

委託訓練の計画数と実績に乖離あり。  
令和6年度も同様の傾向。

デジタル人材が質・量とも不足が課題。

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを活用した職業訓練の試行実施（令和6年度～）

## 評価・分析

応募倍率	前年と比べ低下傾向。応募倍率の上昇に向け、引き続き <b>改善の余地</b> がある。【A】
就職率	依然、 <b>高水準</b> で推移。
応募倍率	応募倍率は低下しており <b>改善の傾向</b> がある。
就職率	特に求職者支援訓練の就職率が低迷しており、就職率の向上に向け、引き続き <b>改善の余地</b> がある。【B】【C】【D】

## 令和8年度の公的職業訓練の実施方針

- A 引き続き、介護分野等の理解促進のため、職場見学会等への参加を積極的に勧奨するとともに、訓練の内容や効果を踏まえた**受講勧奨の強化**を行う。  
また、委託訓練についてはFの措置も併せて実施。
- B 本人の受講希望だけでなく、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談、訓練のあっせんを行う。また、ミスマッチ低減のため、引き続き、事前説明会・見学会の機会確保を図る。さらに、訓練窓口職員のITリテラシーの更なる向上を図る。
- C 訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保を推進する。
- D eラーニング等の**オンラインを活用した訓練**を受講する求職者への適切な情報提供、意識付けとともに、**就職支援の充実**を図る。

E 受講者数の実績等を踏まえ、必要な訓練規模を確保しつつ、計画数の見直しを図る。

F 引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、**受講者数増加に向けた取組**が必要。

G 引き続き、**デジタル分野への重点化**を進め、**一層の設定促進**が必要。

H 都道府県・JEEDによる**公共職業訓練(委託訓練)**として**本格実施**。

令和8年度当初予算案 10億円 ( 3.1億円 ) ※ ()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 50百万円

労働特会		子育特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

## 1 事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く（正社員71.6%に対し正社員以外31.2%（能力開発基本調査））、自己啓発の割合も低い（正社員45.3%に対し正社員以外15.8%（同））など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日中の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。

こうした状況及び令和6、7年度の試行事業の結果等を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

## 2 事業の概要

### (1) 本格実施の概要

これまで試行的に実施していた非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。【拡充】

### (2) 職業訓練の内容等

#### ア 実施方法等

##### ① 都道府県等

地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン（eラーニング、同時双方向）形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施

##### ② (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)

オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

#### イ 訓練期間

原則2か月以上6か月以下（最長1年）

#### ウ 申込み方法

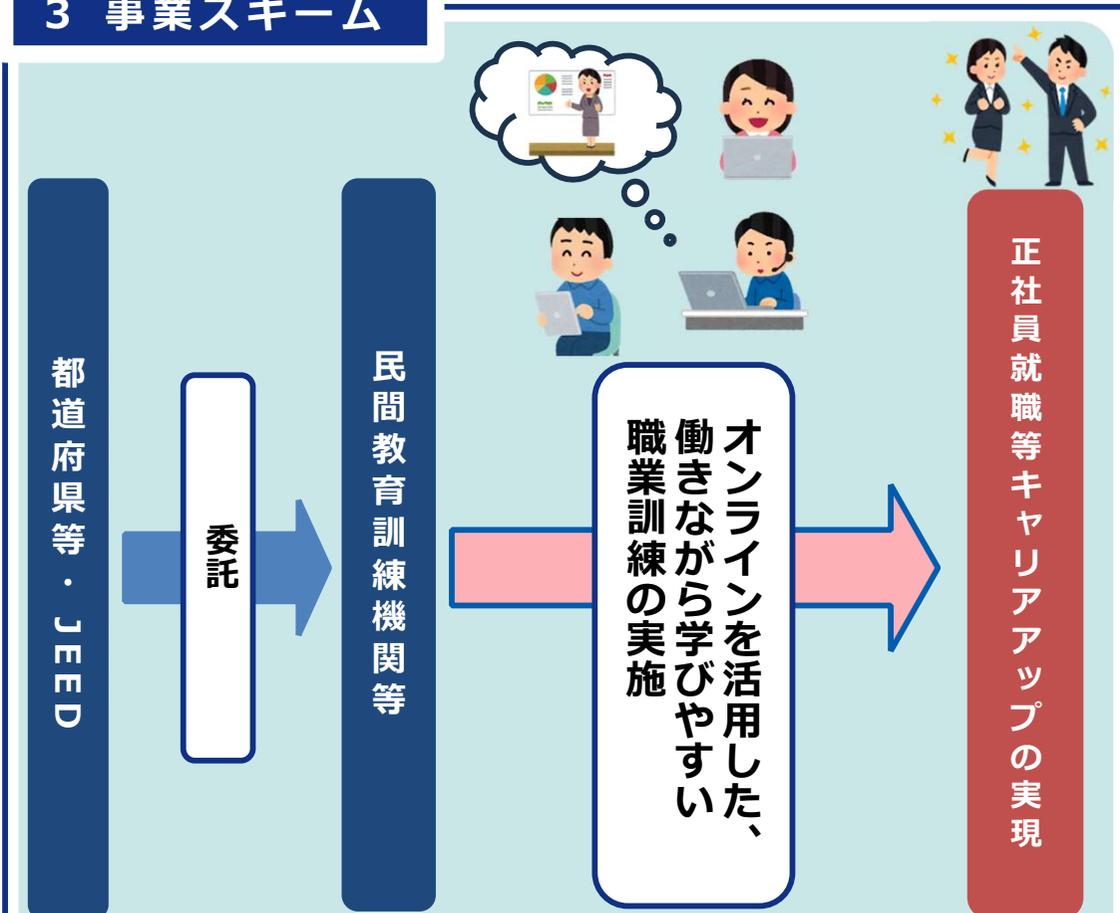
訓練実施機関に直接申込（受講生も一定の受講費用を負担）

#### エ 受講継続等の支援

訓練実施機関において、学習支援者の配置等を行い、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を実施

(参考) 試行事業の実績 (令和6年度) : 受講者数 554名

## 3 事業スキーム





# 令和 8 年度 岐阜県地域職業訓練実施計画（案）



# 令和8年度岐阜県地域職業訓練実施計画（案）

令和8年3月

## 1 総説

### (1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、岐阜労働局、公共職業安定所、岐阜県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

## 2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

労働市場の動向をみると、足下の令和7年11月現在では求人が求職を上回って推移しているものの、求人活動に慎重さがみられ、引き続き物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、令和7年の有効求人倍率（原数値）は、年平均1.45倍となり、令和6年の1.54倍から0.09ポイント低下したものの、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、県内経済の持続的な成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

### (1) デジタル人材の職業能力開発

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下DX等という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特にデジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材は質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

### (2) 障害者の職業能力開発

ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあるとともに、雇用障害者数も年々増加を続ける中で、障害者の多様な就労ニーズへの対応が求められている。また、職業人生の長期化を見据え、雇入れ後のキャリア形成支援を

進めていく必要がある。

これらの課題に対応するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策の一層の連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図ることが重要である。

### (3) 職業訓練の実施状況

令和7年度の新規求職者(49,585人)のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和7年12月末現在で23,549人(速報値)。

令和7年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

・公共職業訓練(離職者訓練)	529人(令和7年12月末現在)
・求職者支援訓練	481人(令和7年12月末現在)
・在職者訓練	1,247人(令和7年12月末現在)
・学卒者訓練	153人(令和7年12月末現在)

令和6年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

・公共職業訓練(離職者訓練) ※1	施設内訓練	85.2%
	委託訓練	75.4%
・求職者支援訓練 ※2	基礎コース	55.7%
	実践コース	56.3%

※1 定例業務統計報告調べ。令和6年度中に終了した訓練コースの訓練終了後3か月までの就職状況(1か月未満の訓練コース及び橋渡し訓練は除く)。

※2 令和6年度中に終了した訓練コースの訓練終了後3か月までの雇用保険適用就職率。

## 3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和6年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野(「介護・医療・福祉分野」)があること
- ② 応募倍率が比較的高く、就職率が低い分野(「IT分野・デザイン分野」)があること
- ③ 委託訓練の計画数と実績に乖離があること
- ④ デジタル人材が質・量とも不足、一部の訓練に地域偏在や受講希望者の過集中があること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和8年度の公的職業訓練は以下の方針に基

づいて実施する。

- ① については、引き続き、介護・医療・福祉分野の理解促進のため、職場見学会や体験会、説明会への参加勧奨や効果を踏まえた受講勧奨の強化に努める。また、企業ニーズを踏まえ、訓練実施機関に対し訓練カリキュラムの職場実習時間の増加や IT 機器の講習時間の確保について改善提案の周知を行う。
- ② については、本人の受講希望だけでなく、職業能力や求職条件を踏まえた職業相談を実施し、職業訓練のあっせんに努める。また、訓練説明会や見学会への参加勧奨をし、ミスマッチの低減を図る。さらに、ハローワークの職業訓練担当職員の知識の向上と、訓練修了者のスキルが活用できる求人確保を推進する。オンラインを活用した訓練の受講者には、訓練中から求人情報の提供を実施する等、就職支援を実施する。
- ③ については、開講時期の柔軟化や受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者増加に向けた取組を進める。あわせて、人材ニーズを的確に把握した訓練コースの設定を行う。
- ④ については、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図るため、デジタル分野コースの設定数、定員数、受講者数増加に力点を置く。

令和7年度計画に引き続き、委託訓練の訓練コースを設定するにあたっては、雇用の拡大が見込まれる産業や職業等事業者からの人材ニーズの的確な把握に努める。

また、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることや、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上促進を図る。

さらに、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関連する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

#### 4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

##### (1) 離職者に対する公的職業訓練

ア 公共職業訓練の対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、そ

の他の事項

① 施設内訓練

- ・ 県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校の短期課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を養成する。
- ・ 就職率は 100%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
国際たくみアカデミー 職業能力開発校	設備システム科	10	1 年
	住宅建築科	20	1 年
	合 計	30	

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部（以下、「機構岐阜支部」という。）では、地域の訓練ニーズを的確に把握し、訓練内容の充実を図る。

企業実習を組み合わせたデュアルシステムやコミュニケーションスキルとパソコンスキルを付与し実践的な訓練に導く橋渡し訓練も実施する。

- ・ 就職率は 82.5%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
岐阜職業能力 開発促進センター	CAD/CAM 技術科	60	6 か月
	テクニカルオペレーション科	30	
	金属加工科	24	
	電気設備技術科	30	
	電気設備技術科（短期デュアル）	24	
	住環境計画科	40	
	CAD/CAM 技術科（橋渡し）	12	1 か月
	テクニカルオペレーション科（橋渡し）	6	
	金属加工科（橋渡し）	4	
	電気設備技術科（橋渡し）	6	
	電気設備技術科（DS）（橋渡し）	6	
	住環境計画科（橋渡し）	6	
	合 計	248	

② 委託訓練

- ・ 県では建設、介護等人手不足が顕著な分野において、産業界のニーズと定員充足率の推移を踏まえたコース設定する。
- ・ デジタル人材の育成のため、デジタル分野において 165 人のコース設定を

行う。

- ・子育て中の女性の再就職を支援するため、託児付きコースを積極的に設置する。
- ・就職率は 82.5%を目指す。

訓練科（訓練職種）	コース数	定員数
情報ビジネス（情報）	11	185
就職氷河期世代（情報）	2	30
総務・経理事務（事務）	5	100
医療事務（事務）	3	60
不動産ビジネス（サービス）	1	15
CAD（サービス）	4	60
介護員養成（介護）	3	45
産業人材育成（未定）	2	30
Webプログラミング（情報）	6	110
新情報産業（情報）	1	20
DX推進スキル標準（情報）	2	35
IT活用（情報）	2	40
建設機械運転（建設）	2	20
定住外国人（介護）	1	15
保育士養成科（福祉）	2	28
介護福祉士養成科（介護）	2	22
合 計	49	815

## イ 求職者支援訓練

### ① 対象者数（定員）、目標（就職率）

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や  
自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けない者に対する  
雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、487人程度に訓練機  
会を提供するため、訓練認定規模 813人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を  
目指す。

### ② 職業訓練の内容等

- ・基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得す  
る職業訓練（実践コース）を設定することとし、岐阜県の認定規模の割合  
は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 30%程度

実践コース 訓練認定規模の 70%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野 30%、  
介護分野 20%を下限の目安として設定する。

- ・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 30%

- ・新規参入枠については、地域において必ず設定し、かつ、上記の値を超えてはならないこととする。
- ・新規参入枠については、①職業訓練の案等が良好なものから認定、②①以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・全ての労働力人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

### ③ 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、Webデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乘せ措置や、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースの基本奨励金の上乘せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・IT 分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか検討したうえで、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等

の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。

- ・IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキルの見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・介護分野については、求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、訓練見学会等への参加を積極的に働きかける。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースやオンライン訓練(e ラーニング含む)、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

基礎コース地域割・実践コース全県枠

	計	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
		岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨												
基礎コース	240	15	15	15	15	※15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
実践コース	573	全県枠															
		169				145				134				125			
介護系	110	45				35				15				15			
医療事務系	60	15				15				15				15			
デジタル系	172	48				40				44				40			
その他の成長分野など	161	41				40				40				40			
eラーニング・フルオンライン	70	20				15				20				15			
合計	813	229				205				194				185			

※ 新規枠については、基礎コース・実践コースともに、訓練認定規模の30%を上限として設定する。

※ 第2四半期の岐阜・中濃地域の基礎コースのうち15人は学卒未就職・フリーター・非正規等対象コースを優先とする。

※ 同一月・同一コース・同一ハローワーク管内の訓練は1コースのみとする。

※ 同一実施施設から同一分野の通常訓練は各四半期ごとに1コースのみとする。

※ 県内の各地域(岐阜・中濃、西濃、東濃、飛騨)で四半期ごとに1コース以上のコースが設定できるように優先する。

※ ある認定単位期間で余剰定員が発生した訓練分野の定員については、同一認定単位期間内で、基礎コースと実践コース(通所コース)間の振替及び実践コース(通所コース)の他分野へ振替を可能とする。

※ 認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止となった訓練コースの繰越分については、基礎コースと実践コース間(通所コース)の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

※ 1実施機関が申請できる「eラーニングコース」は各四半期ごとに1コースまでとする。

※ 実践コースのうち、eラーニングコース及び通所を伴わないオンラインコース(フルオンラインコース)については、第3四半期までは他の認定枠との振替は行わずeラーニング・フルオンライン枠内での認定とする。第4四半期に限り、eラーニング・フルオンライン枠とそれ以外の認定枠の余剰分について振替を可能とする。

## ウ 職業訓練の効果的な実施のための取組

- ・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、離職者訓練の訓練科目の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即し

た効果的な訓練の取入れを行うものとする。

(2) 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを活用した公共職業訓練

ア 対象者数

調整中

イ 職業訓練の内容

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい公共職業訓練について、オンライン等を活用して実施する。

(3) 在職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・ 県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、地場産業や地域の企業等の人材ニーズを踏まえたコースを設定し、在職者に対する職業訓練を実施する。

施設名	コース	定員	訓練科
国際たくみアカデミー	39	465	
職業能力開発校	4	40	配管科、ブロック、多能工養成講習
職業能力開発短期大学校	35	425	機械加工科、生産管理科、機械検査科他
木工芸術スクール	5	50	木工科
合 計	44	515	

- ・ 機構岐阜支部では、在職者に対する職務の高度化・多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー（ものづくり分野）及び事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣・施設設備の開放等を実施することにより、高度で多様な人材育成の機会を提供し、在職者に対する積極的な支援を行う。

施設名	コース	定員	訓練分類
岐阜職業能力開発促進センター	120	1,186 (目標 340)	設計/開発、加工/組立、工事/施工、検査、保全/管理
東海職業能力開発大学校	146	1,785 (目標 970)	設計/開発、加工/組立、工事/施工、検査、保全/管理、教育/安全
合計	266	2,971	

イ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

- ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即したオーダーメイド型セミナーも行うものとする。

(4) 学卒者に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・ 県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校及び木工芸術スクールの普通課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を育成する。また、国際たくみアカデミー職業能力短期大学校の専門課程においては、モノづくりを中心とした現場のリーダーとなる人材を養成する。
- ・ 就職率は100%を目指す。

施設名		訓練科名	定員 (延定員)	期間
国際たくみ アカデミー	職業能力 開発校	自動車エンジニア科	20 (40)	2年
	職業能力開発 短期大学校	生産技術科	20 (40)	2年
		建築科	20 (40)	
木工芸術スクール		木工科	30 (30)	1年
合計			90 (150)	

- ・ 東海職業能力開発大学校では、専門課程では即戦力となる高度な人材を養成する。また、応用課程においては、「ものづくり」における高度な技能・技術等を習得し、生産現場のリーダーを養成する。
- ・ 就職率は95%を目指す。

施設名		訓練科名	定員（延定員）	期間
東海職業 能力開発 大学校	専門課程	生産機械技術科（生産技術科）	20（40）	2年
		電気エネルギー制御科	20（40）	
		電子情報技術科	25（50）	
	応用課程	生産機械システム技術科	20（40）	2年
		生産電気システム技術科	25（50）	
		生産電子情報システム技術科	30（60）	
合 計			140（280）	

イ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。

学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等（訓練カリキュラム）の見直しを図るものとする。

また、職業訓練と学校教育との密接な連携の下、地域人材の育成を図るとともに、学卒者のみならず、社会人の更なる入校促進を図る。

(5) 障害者等に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

- ・ 県では、障がい者職業能力開発校の短期課程において、一般就労を目標とし、必要な技能習得に加え社会人として自立した職業生活を送るための能力を習得し、即戦力となる人材を育成する。

- ・ 就職率は70%を目指す。

施設名	訓練科名	定員(延定員)	期間
岐阜県立障がい者 職業能力開発校	基礎実務科	10	1年
	OA ビジネス科	10	
	Web デザイン科	10	
合 計		30	

- ・ 企業・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用して、障がい者の特性やニーズを踏まえた公共職業訓練（障がい者委託訓練）を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の

就職を支援する。

また、訓練を効果的に実施するため、委託先の開拓や訓練生の募集、訓練カリキュラムの作成、訓練の管理・フォローアップ、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを県労働雇用課及び木工芸術スクールに配置する。

- ・就職率は55%を目指す。

訓練コース	訓練期間	計法定員
知識・技能習得訓練コース	-	25
IT 技能習得訓練科	2.5 か月	25
実践能力習得訓練コース	3 か月以内	15
特別支援学校早期訓練コース	1 か月	5
合 計		45

#### イ 障がい者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

訓練科については、障がい者の特性や実態、就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ設定する。定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、次年度に向けて内容や周知方法等の見直しを検討するほか、受講者に対し公共職業安定所等との連携強化の下、職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障がい者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進するとともに、障がい者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

さらに、令和7年6月に取りまとめられた「障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書」を踏まえた取組を推進する。

#### 5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

##### (1) 訓練受講者に対する就職支援等

訓練受講者の就職支援については、国（労働局・公共職業安定所）、岐阜県、機構岐阜支部及び各訓練実施機関との連携により、訓練受講中から訓練受講者の求職状況の把握、求人情報の提供、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、公共職業安定所窓口で職業相談等の支援を実施する。

また、訓練修了後においても、訓練実施機関と公共職業安定所が連携して就職に向けた必要な支援を継続実施する。

## (2) 地域におけるリスキリングの推進

県と市町村は、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する以下の事業に取り組むことができる。

- ① 経営者等の意識改革・理解促進
- ② リスキリングの推進サポート
- ③ 従業員の理解促進・リスキリング支援等

なお、実施する事業については、県が別途事業一覧として取りまとめ、岐阜県地域職業能力開発促進協議会に報告するものとする。

# ハロートレーニング（離職者向け職業訓練）の8年度計画

## 離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

岐阜県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 (JEED岐阜支部)	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野(02)	234		165	0	69
	営業・販売・事務分野(03)	532		370	0	162
	医療事務分野(04)	120		60	0	60
	介護・医療・福祉分野(05)	220		110	0	110
	デザイン分野(11)	103			0	103
	運送サービス分野(12)	0			0	0
	電気関連分野(15)	54			54	0
	製造分野(16)(17)	174		60	114	0
	建設関連分野(18)	90	30	20	40	0
	理容・美容関連分野(19)	46			0	46
	その他の分野(20)	53		30	0	23
求職者支援訓練(基礎コース)(00等)		240				240
合計		1,866	30	815	208	813
(参考) デジタル分野		337	0	165	0	172

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

# 令和7年度 地域リスクリソグ推進事業一覽



令和7年度地域リスキリング推進事業一覧

【地方単独事業】

No	実施機関	事業名	事業概要	分野	対象事業	実施主体	対象者	実績 (R7.4~R7.12)	対象事業費 (千円)
1	岐阜県	オール岐阜デジタル人材育成事業費	岐阜県内に住所を有する個人・企業等で、国家試験のITパスポート試験や情報セキュリティマネジメント試験の受験を希望する者に対し、オンライン型の試験対策講座や、DX関連研修の受講環境を提供する。	デジタル	③従業員(在職者)の理解促進・リスキリング支援	岐阜県	岐阜県内に住所を有する個人・企業等で、国家試験のITパスポート試験や情報セキュリティマネジメント試験の受験を希望する者	・参加人数 1回目:261人 2回目:95人 3回目:248人	1,719
2	関市	DXセミナー	IoT・ITを活用した業務改善等に取り組む事業者向けのDXセミナーや、DXに関するワークショップや機械操作体験などを行うDX実践研修を開催する。	デジタル	③従業員(在職者)の理解促進・リスキリング支援	関市	・IT・IoTの導入を考えている方(製造業) ・DXへの取り組みを検討・関心のある企業の経営者、担当者	・回数 1回 ・参加人数 9人	300
3	関市	DX総合支援事業補助金	市内企業の従業員がソフトピア・ジャパンの実施するDX研修に参加する費用に対し、一部を補助する。	デジタル	③従業員(在職者)の理解促進・リスキリング支援	関市	関市内に事業所のある中小企業者	・件数 0件 ・補助総額 0円	90
4	関市	DX総合支援事業補助金	市内企業がソフトピア・ジャパンのスマート経営アドバイザー派遣事業を活用して、DX推進のアドバイザーを招聘するための費用に対し、一部を補助する。	デジタル	②リスキリングの推進サポート等	関市	関市内に事業所のある中小企業者	・件数 2件 ・補助総額 32,000円	210
5	関市	テクノプラザイノベーション研修受講事業補助金	株式会社ブイ・アール・テクノセンターが開催するテクノプラザイノベーション研修のうちモノづくりのデジタル化やDXに関するものを受講する費用の一部を補助する。	デジタル	③従業員(在職者)の理解促進・リスキリング支援	関市(、VRテクノセンター)	市内に事業所のある中小企業者、関市民	・件数 41件 ・補助総額 832,700円	2,350
6	下呂市	生産性向上人材育成支援事業補助金	中小企業者等の経営基盤の強化と市内産業の振興を図ることを目的に、従業員や経営者に対して行う労働生産性の向上のための外部研修会への参加費用のうち、中小企業者等が負担する経費の一部を補助する。	その他	①経営者等の意識改革・理解促進 ③従業員(在職者)の理解促進・リスキリング支援	下呂市	下呂市内中小企業	・件数 16件 ・補助総額 469,000円 (交付決定件数及び金額)	600

【参考(国費活用事業)】

No	実施機関	事業名	事業概要	分野	対象事業	実施主体	対象者	実績 (R7.10~R8.2.10)	対象事業費 (千円)
一	岐阜県	ぎふ・リスキリング推進事業費	企業の人材育成及び離職者・求職者のスキルアップに役立つ各種研修・職業訓練、助成制度、支援機関の情報を集約して提供するポータルサイト「ぎふリスキリング・ナビ」の開設と運営。 中小企業経営者及び人事担当者、企業支援機関・団体等担当者を対象としたセミナー及び研修・訓練実施機関等との名刺交換会の開催。	その他	①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキリングの推進サポート等、③従業員(在職者)の理解促進・リスキリング支援	岐阜県、岐阜県職業能力開発協会	県内企業に在職者、求職活動中の方	ぎふリスキリング・ナビ ・アクセス数:6,800件 ・掲載機関:16機関 ・掲載研修等:265件  セミナー開催(R8.2.4) ・参加者数:82名	5,871



# 公的職業訓練効果検証について

- ・ 令和 8 年度に実施する公的職業訓練効果検証（提案）
- ・ 公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領



## 令和8年度に実施する公的職業訓練効果検証（提案）

### 1 検証対象の訓練分野

「デジタル（IT）分野」（分野コード02）

### 2 選定理由

- ・デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととされているところである。
- ・岐阜県においてもデジタル分野の職業訓練は別枠で定員枠を設けるなど、力を入れているところであり、その受講率から求職者ニーズも高い状況にある。
- ・今後においても、我が国の少子化による労働供給制約という課題の対策として、業務のDX化が求められているところであり、その知識、技能を身につけた人材の育成の必要性はより一層、高まることが見込まれる。
- ・したがって、検証により、職業訓練の適切かつ効果的な実施に繋がる可能性が高い。

### 3 効果検証実施方法

- ・「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領」に基づきヒアリングにより実施する。（実施要領4（2））
- ・職業訓練を通じた人材確保・人材育成を強化するには、他業種からの離職者やブランクある者にも好感される職業訓練広報の展開が求められるが、ヒアリングを通じてその在り方を探る。
- ・実習を取り入れたカリキュラムについて受講者の職場選定と早期離職抑止の効果について聞き取りをする。
- ・ヒアリングの結果を踏まえ、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容についてワーキンググループにて整理する。

### 4 協議会への報告

- ・3の効果検証ヒアリング結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策等を検討し、ワーキンググループの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策等について協議会に報告する。

### 5 次年度岐阜県地域職業訓練実施計画の策定に反映

- ・協議会への報告と協議を経て、岐阜県離職者等委託訓練の実施計画等に「地域職業能力開発促進協議会による職業訓練の開発実施コース」を設定する。



## 公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領

### 1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

### 2 WGの構成員

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」の1（3）の構成員のうち、都道府県労働局、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とし、必要に応じて、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同一のものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

なお、各種データの統計処理による分析については、訓練カリキュラムの改善に資する場合に限り各協議会で実施することも可能であるが、都道府県労働局職員以外の者が直接関わって分析を実施する場合は、①分析するデータの種類・範囲、②分析手法、③分析の実施者等を明らかにした上で、事前に、本省に協議すること。

### 4 WGの具体的な進め方

#### （1）検証対象コースの選定

ア 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

イ 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者

3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

## (2) ヒアリングの内容等

ア ヒアリングは直接又はweb会議のいずれでも差し支えない。

イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

### ① 訓練実施機関へのヒアリング

- ・訓練実施にあたって工夫している点
- ・訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

### ② 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

### ③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

## (3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2)のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

## (4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3)の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

### 【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

- 委託訓練について、

- ・説明会資料又は委託要綱等の内容に追加
  - ・公募条件又は入札の加点要素として付加
  - 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、
    - ・求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
    - ・申請・認定事務の際に周知
    - ・求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知
- (5) 協議会への報告
- WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。



# 岐阜県地域職業能力開発促進協議会 設置要綱



## 岐阜県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

### 1 目的

岐阜労働局及び岐阜県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、岐阜県の区域において、以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

- (1) 職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域のニーズを踏まえた指定講座の拡大等

### 2 名称

協議会の名称は、「岐阜県地域職業能力開発促進協議会」（以下「協議会」という。）とする。

### 3 構成員

- (1) 協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 岐阜労働局
- ② 岐阜県
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体  
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部  
岐阜県専修学校各種学校連合会  
岐阜県職業能力開発協会  
全国産業人能力開発団体連合会の推薦する者  
リカレント教育を実施する大学等
- ④ 労働者団体  
日本労働組合総連合会岐阜県連合会
- ⑤ 事業主団体  
一般社団法人岐阜県経営者協会  
岐阜県中小企業団体中央会

岐阜県商工会議所連合会

岐阜県商工会連合会

- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体（岐阜県内に事業所のある者）
- ⑦ 学識経験者
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者

(2) ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置する。

(3) 会長

- ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

5 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保、その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり、年度計画の策定に関する事。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- (6) その他、必要な事項に関する事。

6 事務局

事務局については、関係機関の両者とする。

7 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の

規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

## 8 附則

この要綱は、令和4年11月11日から施行する。

この要綱は、令和6年2月21日から施行する。



# 令和 7 年度 岐阜県地域職業訓練実施計画



# 令和7年度岐阜県地域職業訓練実施計画

令和7年3月

## 1 総説

### (1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、岐阜労働局、公共職業安定所、岐阜県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### (3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

## 2 労働市場の動向、課題等

労働市場の動向をみると、足下の令和6年11月現在では求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しているが、物価上昇等が雇用に与える影響に

留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、令和6年の有効求人倍率（原数値）は、年平均1.54倍となり、令和5年の1.59倍から0.05ポイント低下したものの、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、県内経済の持続的な成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

### （1）デジタル人材の職業能力開発

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下DX等という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特にデジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材は質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

### （2）障害者の職業能力開発

ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあるとともに、雇用障害者数も年々増加を続ける中で、障害者の多様な就労ニーズへの対応が求められている。また、職業人生の長期化を見据え、雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。

これらの課題に対応するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策の一層の連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図ることが重要である。

### （3）職業訓練の実施状況

令和6年度の新規求職者（51,396人）のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和6年12月末現在で24,485

人（速報値）。

令和6年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

・公共職業訓練（離職者訓練）	609人（令和6年12月末現在）
・求職者支援訓練	411人（令和6年12月末現在）
・在職者訓練	647人（令和6年12月末現在）
・学卒者訓練	103人（令和6年12月末現在）

令和5年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

・公共職業訓練（離職者訓練）※1	施設内訓練	87.0%
	委託訓練	78.9%
・求職者支援訓練 ※2	基礎コース	64.6%
	実践コース	55.7%

※1 定例業務統計報告調べ。令和5年度中に終了した訓練コースの訓練終了後3か月までの就職状況（1か月未満の訓練コース及び橋渡し訓練は除く）。

※2 令和5年度中に終了した訓練コースの訓練終了後3か月までの雇用保険適用就職率。

### 3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和5年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「製造分野」「建設（施設内・求訓）分野」「介護・医療・福祉分野」「その他の分野」）があること
- ② 応募倍率、就職率がともに高い分野における訓練コースの拡充が必要なこと
- ③ 応募倍率が比較的高く、就職率が低い分野（「建設（委託）分野」「理容・美容分野」）があること
- ④ デジタル人材が質・量とも不足、一部の訓練に地域偏在や受講希望者の過集中があること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和7年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① については、引き続き、受講のメリット等を求職者に積極的に伝えるとともに、多様な受講者像を想定した訓練コースの改善や開拓も視野に入れ、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。特に、製造分野においては、「ものづくり」の魅力を伝えるための体験会や見学会の開催に努めるとともに、CAD コースにおいては、パソコンを使った事務的作業であることのアピールに努める。また、建設分野においては、コミュニケーション力向上や訓練により受験や取得が可能な資格に係るサポートをカリキュラムに導入するよう働きかけていく。
- ② については、委託費や奨励金の上乗せ措置を活用した対象分野コースの活

性化に努めるとともに、求職者ニーズに沿った適切な訓練を勧奨できるようハローワーク窓口職員の知識向上を図るため、施設見学会や意見交換会の機会確保に努める。

③については、求人ニーズに即した訓練内容かの検討を行う。また、受講あつせん時、訓練受講中、訓練終了後それぞれの時期に応じた就職意欲の発揚と就職活動の積極的取組につながる支援体制の強化を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組む。

④については、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図るため、デジタル分野コースの設定数、定員数、受講者数増加に力点を置く。

令和6年度計画に引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、新規枠の増設、効果的な周知広等受講者増加に取り組む。委託訓練の訓練コースを設定するにあたっては、雇用の拡大が見込まれる産業や職業等事業者からの人材ニーズの的確な把握に努める。

#### 4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

##### (1) 離職者に対する公的職業訓練

ア 公共職業訓練の対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

###### ① 施設内訓練

- ・ 県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校の短期課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を養成する。
- ・ 就職率は100%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
国際たくみアカデミー 職業能力開発校	設備システム科	10	1年
	住宅建築科	20	1年
	合計	30	

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部（以下、「機構岐阜支部」という。）では、地域の訓練ニーズを的確に把握し、訓練内容の充実を図る。

企業実習を組み合わせたデュアルシステムやコミュニケーションスキルとパソコンスキルを付与し実践的な訓練に導く橋渡し訓練も導入する。

- ・ 就職率は82.5%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
岐阜職業能力 開発促進センター	CAD/CAM 技術科	60	6か月
	テクニカルオペレーション科	30	
	金属加工科	24	
	電気設備技術科	30	
	電気設備技術科（短期デュアル）	24	
	住環境計画科	40	

岐阜職業能力 開発促進センター	CAD/CAM 技術科（橋渡し）	12	1 か月
	テクニカルオペレーション科（橋渡し）	6	
	金属加工科（橋渡し）	4	
	電気設備技術科（橋渡し）	6	
	電気設備技術科（DS）（橋渡し）	6	
	住環境計画科（橋渡し）	6	
	合 計	248	

## ② 委託訓練

- ・ 県では建設、介護等人手不足が顕著な分野において、産業界のニーズと定員充足率の推移を踏まえたコース設定する。
- ・ デジタル人材の育成のため、デジタル分野において 230 人のコース設定を行う。
- ・ 子育て中の女性の再就職を支援するため、託児付きコースを積極的に設置する。
- ・ 就職率は 82.5%を目指す。

訓練科（訓練職種）	コース数	定員数
情報ビジネス（情報）	10	170
就職氷河期世代（情報）	2	30
総務・経理事務（事務）	5	100
医療事務（事務）	4	80
不動産ビジネス（サービス）	1	15
CAD（サービス）	4	60
介護員養成（介護）	3	45
産業人材育成（未定）	2	30
Web プログラミング（情報）	7	105
新情報産業（情報）	3	60
DX 推進スキル標準（情報）	4	65
IT 活用（情報）	2	40
建設機械運転（建設）	2	30
定住外国人（介護）	3	45
保育士養成科（福祉）	2	23
介護福祉士養成科（介護）	2	22
合 計	56	920

## イ 求職者支援訓練

### ① 対象者数（定員）、目標（就職率）

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や

自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、454人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模768人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

## ② 職業訓練の内容等

- ・基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、岐阜県の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の30%程度

実践コース 訓練認定規模の70%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野30%、介護分野20%を下限の目安として設定する。

- ・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 30%

- ・新規参入枠については、地域において必ず設定し、かつ、上記の値を超えてはならないこととする。
- ・新規参入枠については、①職業訓練の案等が良好なものから認定、②①以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・全ての労働力人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

## ③ 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、Webデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置や、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置、DX推進スキル標準に対応した訓練コースの基本奨励金の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・IT分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内

容になっているか検討したうえで、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。

- ・IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキルの見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・介護分野については、求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、訓練見学会等への参加を積極的に働きかける。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースやオンライン訓練(eラーニング含む)、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

## 令和7年度求職者支援訓練計画

基礎コース地域割・実践コース全県枠

	計	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
		岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨												
基礎コース	230	30	30	15	15	※20	15	15	15	20	15	15	0	13	12	0	0
実践コース	538	全県枠															
介護系	108	40				20				24				24			
医療事務系	50	30				10				10				0			
デジタル系	170	40				40				50				40			
その他の成長分野など	210	70				60				40				40			
合計	768	270				195				174				129			

※ 新規枠については、基礎コース・実践コースともに、訓練認定規模の30%を上限として設定する。

※ 第2四半期の岐阜・中濃地域の基礎コースのうち15人は学卒未就職・フリーター・非正規等対象コースを優先とする。

※ 同一月・同一コース・同一ハローワーク管内の訓練は1コースのみとする。

※ 同一実施施設から同一分野の通常訓練は各四半期ごとに1コースのみとする。

※ ある認定単位期間で余剰定員が発生した訓練分野の定員については、同一認定単位期間内で、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

※ 認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止となった訓練コースの繰越分については、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

## ウ 職業訓練の効果的な実施のための取組

- ・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、離職者訓練の訓練科目の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即し

た効果的な訓練の取入れを行うものとする。

## (2) 在職者に対する公共職業訓練

### ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、地場産業や地域の企業等の人材ニーズを踏まえたコースを設定し、在職者に対する職業訓練を実施する。

施設名	コース	定員	訓練科
国際たくみアカデミー	44	515	
職業能力開発校	9	90	配管科、ブロック、多能工養成講習
職業能力開発短期大学校	35	425	機械加工科、生産管理科、機械検査科他
木工芸術スクール	5	50	木工科
合 計	49	565	

- ・機構岐阜支部では、在職者に対する職務の高度化・多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー（ものづくり分野）及び事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣・施設設備の開放等を実施することにより、高度で多様な人材育成の機会を提供し、在職者に対する積極的な支援を行う。

施設名	コース	定員	訓練分類
岐阜職業能力開発促進センター	124	1,209 (目標 340)	設計／開発、加工／組立、工事／施工、検査、保全／管理
東海職業能力開発大学校	121	1,305 (目標 970)	設計／開発、加工／組立、工事／施工、検査、保全／管理、教育／安全
合 計	245	2,514	

### イ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

- ・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即したオーダーメイド型セミナーも行うものとする。

## (3) 学卒者に対する公共職業訓練

### ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校及び木工芸術スクールの普通課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を育成する。また、国際たくみアカデミー職業能力短期大学校の専門課程においては、モノづくりを中心とした現場のリーダーとなる人材を養成する。
- ・就職率は100%を目指す。

施設名		訓練科名	定員 (延定員)	期間
国際たくみ アカデミー	職業能力 開発校	自動車エンジニア科	20 (40)	2年
	職業能力開発 短期大学校	生産技術科	20 (40)	2年
		建築科	20 (40)	
木工芸術スクール		木工科	30 (30)	1年
合 計			90 (150)	

- ・東海職業能力開発大学校では、専門課程では即戦力となる高度な人材を養成する。また、応用課程においては、「ものづくり」における高度な技能・技術等を習得し、生産現場のリーダーを養成する。
- ・就職率は95%を目指す。

施設名		訓練科名	定員 (延定員)	期間
東海職業 能力開発 大学校	専門課程	生産機械技術科 (生産技術科)	20 (40)	2年
		電気エネルギー制御科	20 (40)	
		電子情報技術科	25 (50)	
	応用課程	生産機械システム技術科	20 (40)	2年
		生産電気システム技術科	25 (50)	
		生産電子情報システム技術科	30 (60)	
合 計			140 (280)	

#### イ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。

学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等(訓練カリキュラム)の見直しを図るものとする。

#### (4) 障害者等に対する公共職業訓練

##### ア 対象者数(定員)、職業訓練の内容等、目標(就職率)、その他の事項

- ・県では、障がい者職業能力開発校の短期課程において、一般就労を目標とし、必要な技能習得に加え社会人として自立した職業生活を送るための能力を習得し、即戦力となる人材を育成する。
- ・就職率は70%を目指す。

施設名	訓練科名	定員(延定員)	期間
岐阜県立障がい者 職業能力開発校	基礎実務科	10	1年
	OA ビジネス科	10	
	Web デザイン科	10	
合 計		30	

- ・企業・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用して、障がい者の特性やニーズを踏まえた公共職業訓練（障がい者委託訓練）を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の就職を支援する。

また、訓練を効果的に実施するため、委託先の開拓や訓練生の募集、訓練カリキュラムの作成、訓練の管理・フォローアップ、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを県労働雇用課及び木工芸術スクールに配置する。

- ・就職率は55%を目指す。

訓練コース	訓練期間	計画定員
知識・技能習得訓練コース	-	25
IT 技能習得訓練科	2.5 か月	25
実践能力習得訓練コース	3 か月以内	15
特別支援学校早期訓練コース	1 か月	5
合 計		45

#### イ 障がい者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

訓練科については、障がい者の特性や実態、就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ設定する。定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、次年度に向けて内容や周知方法等の見直しを検討するほか、受講者に対し公共職業安定所等との連携強化の下、職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障がい者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障がい者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

### 5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

#### (1) 訓練受講者に対する就職支援等

訓練受講者の就職支援については、国（労働局・公共職業安定所）、岐阜県、機構岐阜支部及び各訓練実施機関との連携により、訓練受講中から訓練受講者の求職状況の把握、求人情報の提供、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、公共職業安定所窓口で職業相談等の支援を実施する。

また、訓練修了後においても、訓練実施機関と公共職業安定所が連携して就職に向けた必要な支援を継続実施する。

#### (2) 地域におけるリスキリングの推進

県と市町村は、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する以下の事業に取り組むことができる。

##### ① 経営者等の意識改革・理解促進

② リスキリングの推進サポート

③ 従業員の理解促進・リスキリング支援等

なお、実施する事業については、県が別途事業一覧として取りまとめ、岐阜県地域職業能力開発促進協議会に報告するものとする。

# ハロートレーニング（離職者向け職業訓練）の7年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

岐阜県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 (JEED岐阜支部)	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野(02)	310	0	230	0	80
	営業・販売・事務分野(03)	475	0	355	0	120
	医療事務分野(04)	130	0	80	0	50
	介護・医療・福祉分野(05)	243	0	135	0	108
	デザイン分野(11)	90	0	0	0	90
	運送サービス分野(12)	0	0	0	0	0
	電気関連分野(15)	54	0	0	54	0
	製造分野(16)(17)	174	0	60	114	0
	建設関連分野(18)	115	30	30	40	15
	理容・美容関連分野(19)	45	0	0	0	45
	その他の分野(20)	60	0	30	0	30
求職者支援訓練(基礎コース)(00等)		230	0	0	0	230
合計		1,926	30	920	208	768
(参考) デジタル分野		400	0	230	0	170

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

# 令和8年度 全国職業訓練実施計画 の策定に向けた方針（案）



# 令和8年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

## 令和7年度計画の実施方針と取組状況

令和7年度実施計画（実施方針）		令和7年度取組状況
課題	実施方針	
①応募倍率が低く、就職率が高い分野がある。 「介護・医療・福祉分野」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練見学会等への参加に係る積極的な働きかけ。</li> <li>・訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化。</li> <li>・特に委託訓練については、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報の実施。</li> </ul>	<p>委託訓練について、都道府県に対し、開講時期の柔軟化や受講選考期間の短縮、各種SNS等による効果的な周知広報等について配慮を依頼（③への対応含む）。</p>
②応募倍率が高く、就職率が低い分野がある。 「IT分野」 「デザイン分野」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求人ニーズに即した訓練内容かどうかの検討。</li> <li>・ハローワーク窓口職員の知識の向上。</li> <li>・事前説明会や見学会の機会確保。</li> <li>・訓練修了者歓迎求人等の確保。</li> <li>・事業主等に対して、習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知。</li> </ul>	<p>地域協議会の公的職業訓練効果検証ワーキンググループによる効果検証結果を全国に情報共有。</p>
③委託訓練の計画数と実績が乖離している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開講時期の柔軟化。</li> <li>・受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮。</li> <li>・効果的な周知広報の実施。</li> <li>・訓練関連職種の魅力や働きがい、就職した場合の処遇といった観点も踏まえた受講あっせんの強化。</li> </ul>	<p>ハローワークにおいて、デジタル分野の適切な受講あっせん等に向け、訓練窓口職員の知識の向上、訓練実施施設による事前説明会・見学会の機会確保等を推進。</p>
④デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル分野への重点化。</li> <li>・一層のコース設定促進。</li> </ul>	<p>訓練部門と求人部門との情報共有による求人開拓、求人充足会議等の活用を通じて、事業主等に対して、訓練受講により習得できるスキル等の訓練効果を周知。</p>
		<p>職場情報サイト（jobtag）を活用し、訓練に関する職業の詳細な内容や訓練に関連する求められるスキルのほか、賃金・労働時間のデータ等を踏まえた受講あっせん機能の促進。</p>
		<p>デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ等により、職業訓練の設定を促進。</p>
		<p>委託訓練及び求職者支援訓練について、訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーの向上促進。</p>

# 令和8年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

## 令和7年度計画に挙げた課題と令和6年度の実施状況

## 評価・分析

## 令和8年度の公的職業訓練の実施方針（案）

**応募倍率が低く、  
就職率が高い分野**

介護・医療・  
福祉分野

【委託訓練】  
応募倍率が低下し66.3%。就職率は低下。  
【求職者支援訓練】  
応募倍率は向上し73.6%。就職率は低下。

**応募倍率が高く、  
就職率が低い分野**

IT分野・  
デザイン分野

【委託訓練】  
・IT分野：応募倍率は低下、就職率は向上。  
・デザイン分野：応募倍率は低下、就職率は向上。  
【求職者支援訓練】  
・IT分野：応募倍率が低下、就職率は向上。  
・デザイン分野：応募倍率が上昇、就職率は向上。

**委託訓練の計画数と実績に乖離あり。  
令和6年度も同様の傾向。**

**デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題。**

**非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを  
活用した職業訓練の試行実施**（令和6年度～）

応募倍率	両訓練ともに約70%であり、応募倍率の上昇に向け、引き続き <b>改善の余地</b> がある。【A】
就職率	依然、 <b>高水準</b> で推移。

応募倍率	求職者支援訓練におけるデザイン分野を除き、その他の分野では低下しており、引き続き <b>解消傾向</b> 。
就職率	特にデザイン分野における委託訓練や求職者支援訓練の <b>就職率</b> はそれぞれ68.9%、57.3%であり、就職率の向上に向け、引き続き <b>改善の余地</b> がある。【B】 【C】 【D】

E 受講者数の実績等を踏まえ、必要な訓練規模を確保しつつ、計画数の見直しを図る。

F 引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、**受講者数増加に向けた取組**が必要。

G 引き続き、**デジタル分野への重点化**を進め、**一層の設定促進**が必要。

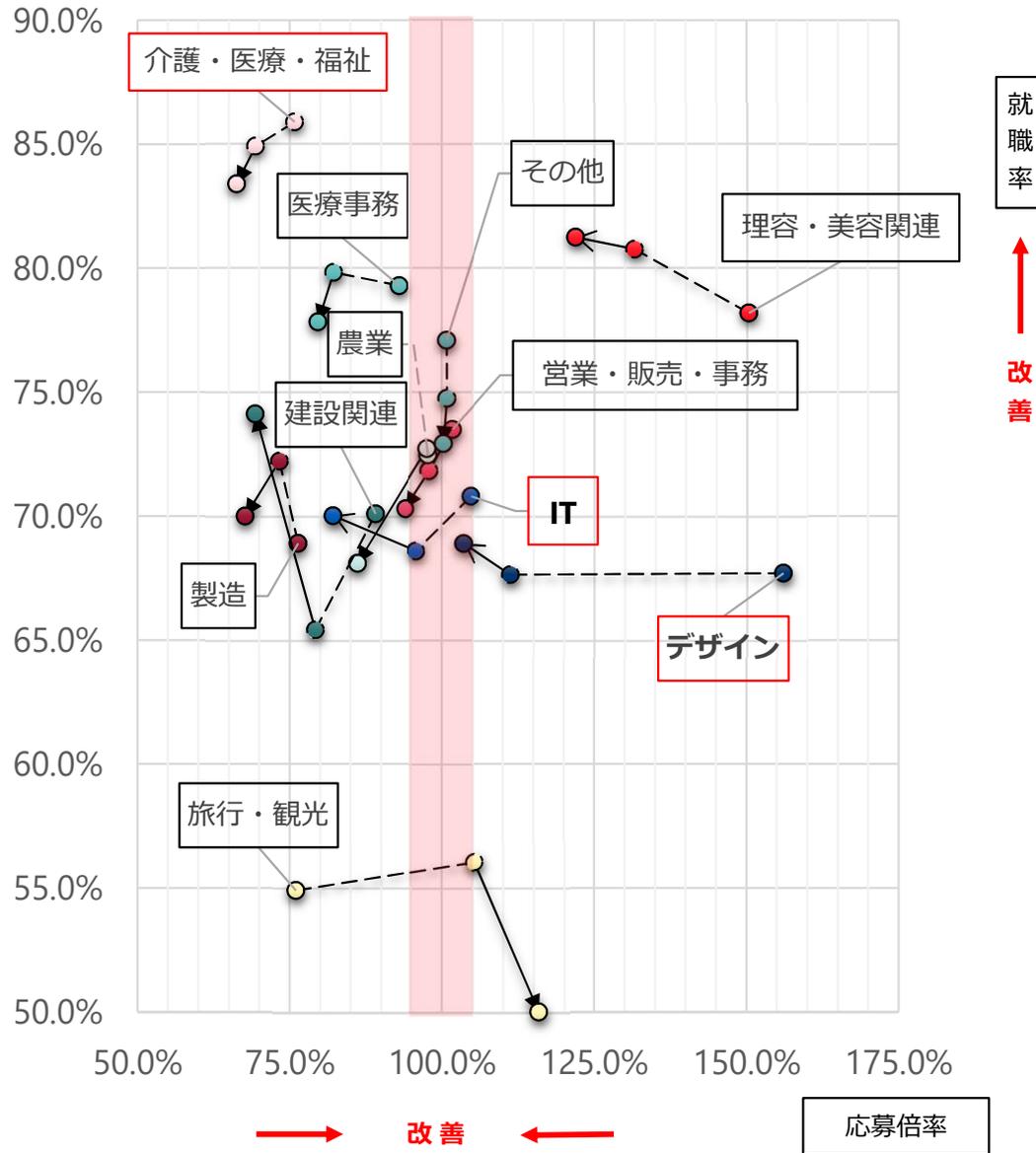
H 都道府県・JEEDによる**公共職業訓練（委託訓練）**として**本格実施**。

- A 引き続き、介護分野等の理解促進のため、職場見学会等への参加を積極的に勧奨するとともに、訓練の内容や効果を踏まえた**受講勧奨の強化**を行う。  
また、委託訓練についてはFの措置も併せて実施。
- B 本人の受講希望だけでなく、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談、訓練のあっせんを行う。また、ミスマッチ低減のため、引き続き、事前説明会・見学会の機会確保を図る。さらに、訓練窓口職員のITリテラシーの更なる向上を図る。
- C 訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保を推進する。
- D eラーニング等の**オンラインを活用した訓練**を受講する求職者への適切な情報提供、意識付けとともに、**就職支援の充実**を図る。

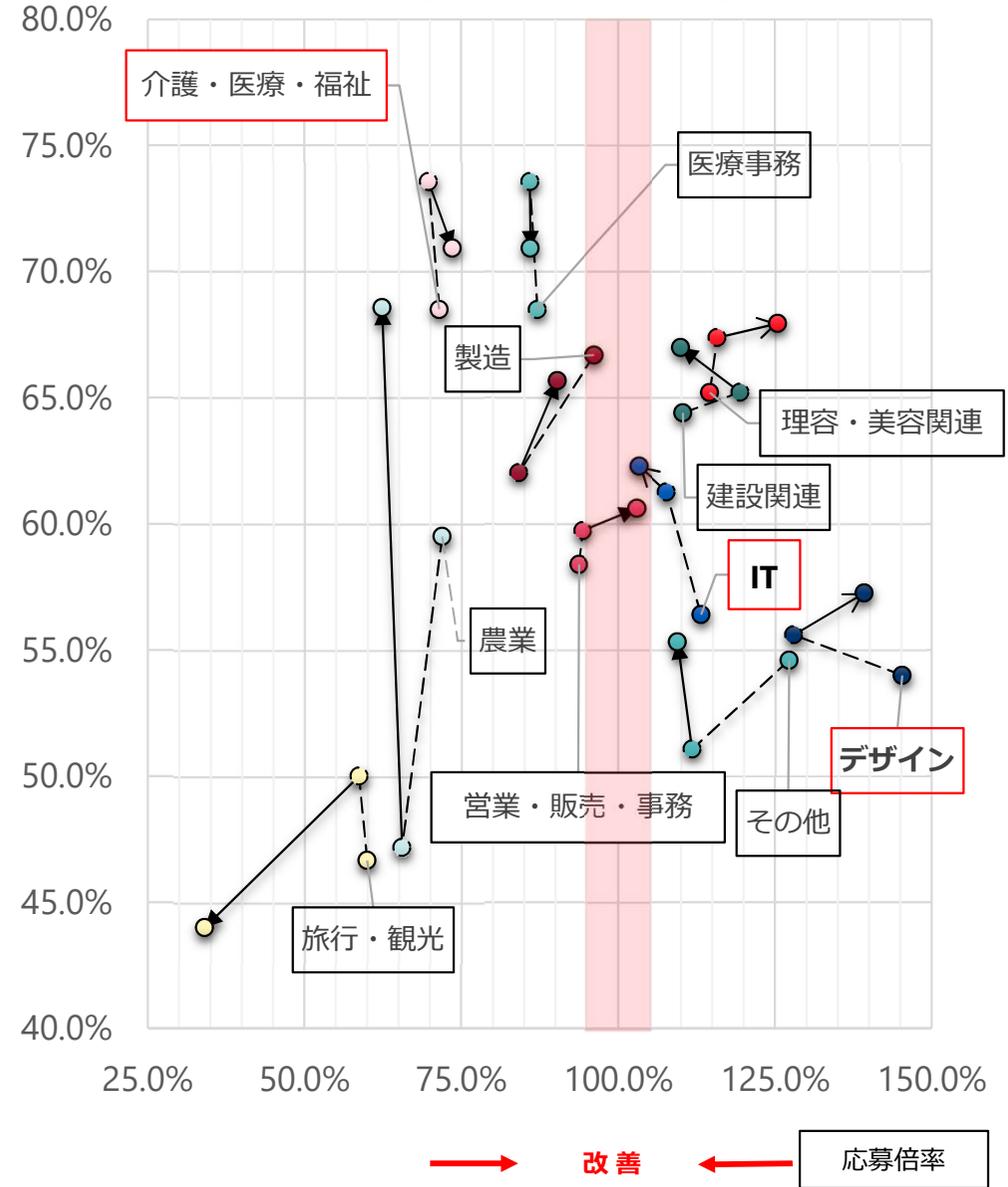
# 【参考】委託訓練及び求職者支援訓練の応募倍率及び就職率の状況

令和4年度 ----- 令和5年度 -----> 令和6年度

## 【委託訓練】



## 【求職者支援訓練】



※用語の定義は、資料2-1と同様。



# 令和 8 年度 全国職業訓練実施計画（案）



## 令和 8 年度 全国職業訓練実施計画（案）

### 第 1 総則

#### 1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、都道府県労働局、ハローワーク、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

#### 2 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

#### 3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

### 第 2 労働市場の動向、課題等

#### 1 労働市場の動向と課題

労働市場の動向をみると、足下の令和 7 年 11 月現在では、有効求人倍率は横ばいで、求人が引き続き求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しているが、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こ

うした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革を受けて、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、訓練機会の確保・拡充等を通じた一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は在職者訓練を通じた雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

## 2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和7年度の新規求職者は令和7年11月末現在で2,955,587人（前年同月比99.1%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和7年10月末現在で1,266,828人（前年同月比100.4%）であった。

これに対し、令和7年11月末現在の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

<令和7年4月～10月>

離職者に対する公共職業訓練	63,304人（前年同期比96.4%）
求職者支援訓練	23,057人（前年同期比98.7%）
在職者訓練	52,652人（前年同期比101.2%）

## 第3 令和8年度の公的職業訓練の実施方針

令和6年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること  
・応募倍率は約70%であり、引き続き改善の余地がある

- ・就職率は依然高水準で推移している
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「デザイン分野」）があること
  - ・応募倍率については、公共職業訓練では低下している一方、求職者支援訓練では上昇している
  - ・就職率は50%～60%台で比較的低調であり、引き続き改善の余地がある
- ③ 委託訓練の計画数と実績は乖離していること、施設内訓練と比べて就職率が低い分野があること
  - ・令和6年度も同様の傾向にある
  - ・2年連続で目標の就職率（75%）を下回っており、同分野内でも訓練コースにより就職率に差が見られる
- ④ デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在があること
  - ・離職者向けの訓練に占めるデジタル分野の訓練コースや定員数の割合は全国的に増加傾向にあるが、依然として不足している
  - ・都市圏を除くデジタル分野の訓練コース及び定員数の割合は増加傾向である
 といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和8年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、引き続き、応募倍率の上昇に向け、求職者の介護分野等の仕事や訓練に関する理解促進のため、訓練見学会等への参加を積極的に働きかけるとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化を行う。特に委託訓練については、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組も併せて行う。

②については、特に就職率の向上に向け、本人の受講希望だけでなく、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談、訓練のあっせんを行う。また、ミスマッチ低減のため、引き続き、事前説明会・見学会の機会確保を図る。さらに、訓練窓口職員のITリテラシーの更なる向上を図る。あわせて、訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保の推進や、eラーニング等のオンラインを活用した訓練を受講する求職者への適切な情報提供、就職に向けた意識付けとともに、就職支援の充実を図る。

③については、引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行うほか、受講者数の実績等を踏まえ、必要な訓練規模を確保しつつ、計画数の見直しを図る。また、都道府県等と連携してハローワークにおける就職支援の強化を検討するほか、都道府県労働局と地方公共団体との連携の上、目標を達成していない民間教育訓練機関に対し、訓練及び就職支援の自律的な改善を促すとともに、就職率の向上に向けて、地域職業能力開発促進協議会において、その方策について協議を行う。

④については、引き続き、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。コース設定が進んでいない地域においては、地域職業能力開発促進協議会において、その方策について協議を行う。

なお、令和6年度より試行的に実施していた「非正規雇用労働者等が働きながら学びやす

いオンラインを活用した職業訓練」については、令和8年度より公共職業訓練として全国展開を図ることから、本実施計画にも当該事項を新たに盛り込むこととする。

その他、地域職業能力開発促進協議会に設置されているワーキンググループの訓練効果の検証結果等が訓練カリキュラム改善により資するよう、PDCAサイクルの仕組みについて見直しを検討する。

#### 第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

##### 1 離職者に対する公的職業訓練

###### (1) 離職者に対する公共職業訓練

###### ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数 23,000人  
目標 就職率：82.5%

(委託訓練)

対象者数 74,263人  
目標 就職率：75%

###### イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

###### ① 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあつては、都道府県又は市町村が能開法第16条第1項または第2項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえる。
- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、職業相談、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 委託訓練については、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることや、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上促進を図る。
- ・ 委託訓練については、2年連続で目標の就職率（75%）を達成していないことにかんがみ、都道府県等と連携して、ハローワークへの来所等を促して就職支援を行う取組の強化を検討する。また、必要に応じて、地域職業能力開発促進協議会において目標

を踏まえた訓練先の選定方策について協議を行う。

- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指すコースの委託費の上乗せ措置（IT分野のコースについて、同コース未設定地域で実施する場合の更なる上乗せを含む。）や企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置、DX推進スキル標準に対応した訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者の職業能力や求職条件等に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。
- ・ IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護分野については、求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、ハローワークにおいて、介護等の仕事の魅力発信のためセミナー等を開催するとともに、職場見学会、訓練見学会等への参加を積極的に働きかける。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所を出所した者、

定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。

- ・ これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

④ 民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の向上

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「J E E D」という。）と連携し、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関連する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

(2) 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

対象者数 41,377人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限 60,487人

目標 雇用保険適用就職率：基礎コース 60% 実践コース 63%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練(基礎コース)及び実践的能力を習得する職業訓練(実践コース)を設定することとし、全国の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の30%程度

実践コース 訓練認定規模の70%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野 30%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

- ・ 地域ニーズ枠については、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等について、全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で設定する。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練(離職者訓練)の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、都道府県の認定規模の20%以内で設定する。

- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 10%

※ 実践コースの新規参入枠については、地域職業能力開発促進協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて、上限値を30%とした範囲内で設定することが可能である。

- ・ 新規参入枠については、地域において必ず設定することとするが、一の申請対象期間

における新規参入枠以外の設定数（以下「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。

- ・ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることや、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上促進を図る。
- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

## ② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置（IT分野のコースについて、同コース未設定地域で実施する場合の更なる上乗せを含む。）や、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置、DX推進スキル標準に対応した訓練コースの基本奨励金の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者の職業能力や求職条件等に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。
- ・ IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護分野については、求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、ハロ

ークにおいて、介護等の仕事の魅力発信のためのセミナー等を開催するとともに、職場見学会、訓練見学会等への参加を積極的に働きかける。

- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

④ 民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の向上

- ・ J E E Dと連携し、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関連する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

2 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを活用した公共職業訓練

(1) 対象者数

国	1,500人
都道府県	300人

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 全国展開に当たっては、オンラインを活用した手法によって、非正規雇用労働者等が、住んでいる地域に関係なく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法で訓練を受講できるように進めていく。
- ・ 訓練の実施に当たっては、能開法第15条の7第3項に基づく委託訓練として、都道府県での実施を基本としつつ、都道府県においては、地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースを柔軟に設定できるようにするとともに、eラーニングを活用した訓練の地域偏在を踏まえて、オンラインで対応できる訓練コースについては、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、J E E Dを通じた広域展開を行う。
- ・ 訓練内容や訓練ニーズ等について、全国展開後も受講生のニーズをアンケート等により収集・把握するとともに、受講勧奨、受講継続支援、広報については、好事例を収集、展開するなどにより、継続的な見直しを図っていく。
- ・ 修了率等に加え、訓練前後でどのような行動・意識の変容があったか、訓練成果が仕事で役立っているか等の受講生の評価を収集していくことで、今後の成果指標について検討する。また、訓練修了後一定期間経過時点の受講生の状況についても、アンケートにより把握する。

3 在職者に対する公共職業訓練等

(1) 対象者数

公共職業訓練（在職者訓練）	65,000人
生産性向上支援訓練	51,500人

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施する。
- ・ ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、DX等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・ 生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ 訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、職場での業務改善や事業所の生産性向上、現場力の強化など訓練の受講により生じた効果を確認する。
- ・ 事業主等に対し、在職者訓練等の受講による従業員のスキル向上及び生産性向上等の訓練効果を広く周知し、在職者訓練等の受講促進を図る。

4 学卒者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

対象者数	5,800人（専門課程3,800人、応用課程1,900人、普通課程100人）
目標	就職率：95%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。特に、DX等に対応した職業訓練コースを充実する。
- ・ 職業訓練の実施に当たっては、平成10年3月31日付け管発第11号・開発第17号「公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について」の趣旨等に留意しつつ、職業訓練と学校教育との密接な連携の下、地域人材の育成を図っていく。また、学卒者のみならず、社会人の更なる入校促進を図る。

5 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

（施設内訓練）

対象者数	2,930人
------	--------

目標 就職率：70%  
(委託訓練)  
対象者数 3,380人  
目標 就職率：55%

## (2) 職業訓練の内容等

- ・ 障害者職業能力開発校においては、一般の職業能力開発校等では受入れが困難な職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れて、個々の受講者の障害の特性等に  
応じた公共職業訓練を一層推進する。また、訓練受講生の拡大に向けて、障害福祉サー  
ビス利用者の就労促進に向けた障害者職業訓練への誘導等に取り組む。
- ・ 都道府県が一般の職業能力開発校において、精神保健福祉士や公認心理師等の配置、障  
害者に対する職業訓練技法等の普及を推進することにより、精神障害者等を受け入れる  
ための体制整備に努める。
- ・ 障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの設  
定を促進しつつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の  
確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託  
先の新規開拓に取り組む。障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コース等において、  
障害を補うための職業訓練支援機器等を活用した場合、職場実習機会を付与した場合や  
就職した場合の経費の追加支給を活用するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りなが  
ら、引き続き訓練の質向上に向けた取組を推進する。なお、令和7年度より障害者委託  
訓練におけるP D C A 評価を本格実施している。当該P D C A評価では、就職率の上昇  
と計画数と実績の乖離の解消に取り組むものであり、当該評価を基に訓練を計画する。
- ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに加え、障害種別が多様化していることを踏  
まえ、訓練コースの見直しを実施する。
- ・ ハローワーク等との連携の下、在職する障害者の職業能力の開発及び向上を図るための  
在職者訓練の設定・周知等に努める。
- ・ 定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析  
を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、ハ  
ローワーク等との連携強化の下、訓練の開始時から計画的な就職支援を実施する。
- ・ 令和7年6月に取りまとめられた「障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告  
書」を踏まえた取組を推進する。

## 第5 令和9年度の全国職業訓練実施計画の策定に向けた検討事項（P）

令和9年度の全国職業訓練実施計画の策定に向けては、雇用のセーフティネットとし  
ての職業訓練を引き続き確実に推進することに加え、令和8年度の実施状況や第12次職  
業能力開発基本計画（※）の内容等も踏まえつつ、以下の観点も含めた対応について検討  
を行う。

- ・ データに基づくP D C Aサイクルにより訓練の効果検証や、必要に応じて訓練プログラ

ムの開発等を行いながら、関係省庁や関係機関と連携して効果的な職業訓練を推進する。

- ・ 成長分野等に必要の人材の育成に向けた戦略的な職業訓練を推進する。中央職業能力開発促進協議会及び地域職業能力開発促進協議会の機能を強化し、産業界等と連携して必要とされる人材像やスキルの把握、訓練の重点分野に係る中期的な方針等の策定、地域の産官学の連携のもと、地域の人材ニーズ等を踏まえた訓練機会の創出等に取り組む。
- ・ エネルギーなどの戦略分野等における人材育成を加速化するため、関連の産業界と協働した人材育成プロジェクトの実施等に取り組む。

※ 第12次職業能力開発基本計画については、現在、労働政策審議会人材開発分科会において審議中であり、今後の審議結果に応じて記載内容を確定させる。

